

令和6年(2024年)三条市議会第2回定例会提出議案概要

議第 1 号 教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員小林吾郎は、令和6年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として志賀徹也を任命いたしたいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 4年

議第 2 号 公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員金川寿泰は、令和6年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として虎谷栄一郎を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 4年

議第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員麩澤文雄は、令和6年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として麩澤文雄を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 3年

議第 4 号 三条市中小企業振興基本条例の制定について

中小企業の役割の重要性に鑑み、本市における中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するため、本条例を制定するもの

施行期日 公布の日

議第 5 号 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市にお

いてもこれに準じ、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

- 議第 6 号 三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部改正について
水道法施行令等の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行うもの

施行期日 令和7年4月1日等

- 議第 7 号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
被保険者証等の廃止に伴い文言を整理するとともに、広域連合と関係市町村の処理する事務についても併せて整理を行うこととし、規約を変更するもの

施行期日 令和6年12月2日

- 議第 8 号 市道路線の認定について
認定路線 2路線 延長 213.1m

- 議第 9 号 動産の取得について
動産名 資機材搬送車
動産の規格 ワイドキャブ型（脱着式アコーディオンほろ付）
ディーゼルエンジン 5,000cc以上
取得数量 1台
取得金額 43,560,000円
契約者 新潟市東区材木町3番21号
新潟モリタ株式会社
代表取締役 大野 嘉彦

- 議第 10 号 令和6年度三条市一般会計補正予算
補正額 387,325千円
補正後の額 51,585,866千円

報第 1 号 専決処分報告について

(三条市税条例等の一部改正について)

地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正した条例】

三条市税条例
三条市都市計画税条例

【改正の内容】

1 三条市税条例の一部改正

- (1) 市民税、固定資産税及び特別土地保有税において、職権による減免を可能とする規定の整備を行う。
- (2) 令和 6 年度分及び令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の整備を行う。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に 7 分の 6 を参酌して 14 分の 11 以上 14 分の 13 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を設ける地方税法の改正に伴い、当該割合を 7 分の 6 とすることを定める。
- (4) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税の課税標準について、最初の 5 年間は課税標準となるべき価格に 2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を設ける地方税法の改正に伴い、当該割合を 2 分の 1 とすることを定める。
- (5) 認定長期優良住宅のうち区分所有の住宅に係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合であっても、一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用することができることを定める。
- (6) 宅地等に係る固定資産税の負担調整措置を令和 8 年度まで継続する地方税法の改正に伴い、規定の整備を行う。
- (7) 特別土地保有税の課税の特例を令和 8 年度まで継続する地方税法の改正に伴い、規定の整備を行う。

2 三条市都市計画税条例の一部改正

- (1) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産に対して課する都市計画税の課税標準について、最初の5年間は課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を設ける地方税法の改正に伴い、当該割合を2分の1とすることを定める。
- (2) 宅地等に係る都市計画税の負担調整措置を令和8年度まで継続する地方税法の改正に伴い、規定の整備を行う。

専決処分日 令和6年3月30日

施行期日 令和6年4月1日

報第 2 号 専決処分報告について

(三条市国民健康保険税条例の一部改正について)

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正の内容】

- 1 国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、世帯の所得の算定方法を改める。
 - (1) 均等割額及び平等割額を5割軽減する世帯の判定に用いる所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を「29万円」から「29万5,000円」に引き上げる。
 - (2) 均等割額及び平等割額を2割軽減する世帯の判定に用いる所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げる。

専決処分日 令和6年3月30日

施行期日 令和6年4月1日

報第 3 号 専決処分報告について

(令和5年度三条市一般会計補正予算)

補正額 267,263千円
補正後の額 58,490,778千円
専決処分日 令和6年3月31日

報第 4 号 専決処分報告について

(令和6年度三条市一般会計補正予算)

補正額 1,127,541千円
補正後の額 51,198,541千円
専決処分日 令和6年5月8日

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員若林誠は、令和6年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として石月弘美を推薦いたしたいので議会の意見を求めるもの

委員の任期 3年

◎ 法令及び条例に基づく報告事項等

1 令和5年度三条市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

・一般会計

28事業 1,728,847,000円

2 令和5年度三条市水道事業会計予算繰越額の報告について

・地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

2事業 303,798,000円

・地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

1事業 34,000円

3 令和5年度三条市下水道事業会計予算繰越額の報告について

・地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

3事業 742,468,000円

・地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

1事業 63,400,000円

4 県央土地開発公社事業実績報告書等の提出について

・令和5年度事業実績報告書等

・令和6年度事業計画等

5 議会の委任による専決処分の報告について

6 私債権の放棄の報告について

令和6年度補正予算の概要（令和6年6月）

1 概要

6月の補正予算は、予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチンの定期接種のほか、介護施設の整備に対する補助金や住宅の耐震診断及び耐震改修に係る費用に対する補助金等の増額などについて、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：51,198,541千円	補正額：387,325千円	計：51,585,866千円
--------------------	---------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
国庫支出金	△25,012	総務費	111,501
県支出金	51,241	民生費	26,506
寄附金	99,069	衛生費	232,557
繰入金	68,827	土木費	15,880
諸収入	145,700	教育費	881
市債	47,500		
計	387,325	計	387,325

(2) 補正予算の主な事業

① コミュニティ支援事業費（地域経営課） 10,800千円

【事業内容】

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し、自治会が行うコミュニティ活動に必要な備品の整備に対し補助するほか、国の地域活性化起業人制度を活用し、メタバース空間等のデジタル技術による新たなコミュニティの形成を推進する人材の受入れを行う。

【補正の内訳】

費用弁償	358千円
関係人口創出人材活動経費負担金	5,200千円
コミュニティ助成事業助成金	4,600千円 ほか

② 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課） 1,746 千円

【事業内容】

国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用し、戸籍に氏名の振り仮名を記載するため、システム改修を行う。

【補正の内訳】

業務システム開発等委託料 1,746 千円

③ 高齢者福祉施設建設費（高齢介護課） 26,506 千円

【事業内容】

県の介護基盤整備事業費補助金を活用し、介護サービス事業者が行う地域密着型サービス施設の開設準備に要する経費を補助する。

【補正の内訳】

介護基盤整備事業費補助金 26,506 千円

④ 予防接種事業費（健康づくり課） 206,245 千円

【事業内容】

新型コロナウイルスワクチンの接種について、65歳以上の方又は60歳以上65歳未満で重症化リスクの高い方を対象に、予防接種法に基づく定期接種を行う。

【補正の内訳】

印刷製本費 204 千円
運搬料 100 千円
予防接種個別接種委託料 205,911 千円 ほか

⑤ 汚泥再生処理センター費（環境課） 26,312 千円

【事業内容】

汚泥再生処理センターの水処理管理システムの故障に伴い、改修工事を行う。

【補正の内訳】

工事請負費 26,312 千円

⑥ 住宅等耐震化事業費（建築課） 14,715 千円

【事業内容】

木造住宅の耐震診断、耐震改修に係る補助金等について、申請者数の増加に伴い不足が見込まれるため増額する。

【補正の内訳】

木造住宅耐震診断委託料 2,470 千円
木造住宅耐震診断費補助金 1,445 千円
木造住宅耐震改修費等補助金 10,800 千円

⑦ 災害復興住宅等資金利子補給金（建築課） 1,065 千円

【事業内容】

県の災害復興住宅等資金利子補給補助金を活用し、令和6年能登半島地震により被災した住宅の復興のために必要な資金の融資を受ける被災者に対し、利子補給金を交付する。

【補正の内訳】

災害復興住宅等資金利子補給金 1,065 千円

（3）地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借入れするほか、認定こども園施設整備費補助金に係る国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用が見込まれなくなったことなどに伴い、地方債を措置する。

- ・追加 1件 19,700 千円
- ・変更 1件 45,800 千円 → 73,600 千円

令和5年度補正予算の概要（令和6年3月31日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、寄附採納に伴う財政調整基金、社会福祉基金及び諸橋轍次博士奨学基金への積立金や令和6年能登半島地震による被災地への災害見舞金、消防活動に必要な物品の購入等に係る財源更正のほか、職員の退職に伴う退職手当や災害見舞金を活用した避難所物品の購入について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：58,223,515千円	補正額：267,263千円	計：58,490,778千円
--------------------	---------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
寄附金	250,945	総務費	256,939
繰入金	16,014	民生費	20
諸収入	304	消防費	304
		教育費	10,000
計	267,263	計	267,263

(2) 補正予算の事業

① 職員人件費（人事課） 16,242千円

【事業内容】

職員の普通退職に伴い退職手当を増額する。

【補正の内訳】

退職手当 16,242千円

② 令和6年能登半島地震被災地支援費（行政課） 813千円

【事業内容】

被災地支援寄附金を受け、令和6年能登半島地震の被災地へ災害見舞金を送る。

【補正の内訳】

災害見舞金 813千円

③ 財政調整基金費（財務課） 239,884 千円

【事業内容】

ふるさと三条応援寄附金等を受け、財政調整基金に積み立てる。

【補正の内訳】

財政調整基金積立金 239,884 千円

④ 〔社会福祉総務費〕一般経費（福祉課） 20 千円

【事業内容】

社会福祉寄附金を受け、社会福祉基金に積み立てる。

【補正の内訳】

社会福祉基金積立金 20 千円

⑤ 災害対策事業費（行政課） 304 千円

【事業内容】

災害見舞金を活用し、避難所物品を購入する。

【補正の内訳】

消耗品費 55 千円

庁用器具費 249 千円

⑥ 〔事務局費〕一般経費（教育総務課） 10,000 千円

【事業内容】

諸橋轍次博士奨学基金寄附金を受け、諸橋轍次博士奨学基金に積み立てる。

【補正の内訳】

諸橋轍次博士奨学基金積立金 10,000 千円

令和6年度補正予算の概要（令和6年5月8日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、国の交付金を活用して行う、物価高騰の影響を受ける低所得世帯等に対する給付金の給付のほか、令和6年能登半島地震により被害を受けた世帯に対する生活の立て直しに必要な資金の貸付けに要する経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：50,071,000千円	補正額：1,127,541千円	計：51,198,541千円
--------------------	-----------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
国庫支出金	1,125,841	民生費	1,127,541
繰入金	1,700		
計	1,127,541	計	1,127,541

(2) 補正予算の事業

① エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金給付事業費（福祉課） 1,125,841千円

【事業内容】

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度から新たに市民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対し、一世帯当たり10万円を給付するとともに、18歳以下の児童がいるそれらの世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付するほか、定額減税可能額が減税前の税額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付する。

【補正の内訳】

通信料	4,717千円
給付金給付事務補助業務委託料	40,000千円
エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金	1,069,500千円 ほか

② 災害援護費（福祉課） 1,700千円

【事業内容】

能登半島地震により住宅等に被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金の貸付けを行う。

【補正の内訳】

災害援護資金貸付金	1,700千円
-----------	---------